

第21課 法人 その2 法人の能力

法人も自然人と同じく人として、つまり権利義務の主体として取り扱われる以上、権利能力、行為能力の問題がでてくる。

法人の権利能力については、基本的に自然人の場合と同じく、財産権はむろんのこと、個別的な人格権も法人の性質に反しない限り、認められ、たとえば名誉権なども認められる。

しかし、法人には生命や肉体はなく、血縁関係などもないわけであるから、自然人を対象とする権利を享有できないことは当然である。したがって、親族法上の権利などの主体となることはできず、また、法人の精神的苦痛などというものは観念できないので、精神的苦痛に対する損害賠償請求権なども否定される。

また、法人は、自然人と違い、当然に人と認められているわけではなく、あくまでも法律の規定によって法律上の人格を有するのであるから、法律による制限があれば、それに服することとなる。しかし、実際には法人の権利能力を法律で制限した例はない。

そのほか、法人は一定の目的の下に組織され、その活動を行うものであるから、その目的による制限を受ける。そのことを民法第43条は「**定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ**」権利を有し、義務を負う、というふうに規定している。

しかし、この第43条を、権利能力の制限であると解釈し、これを厳格に適用するとなると、法人と取引関係に入ったものに、思わぬ損害を被らせることがあり得る。つまり、会社などがその活動の一環として取引をするとき、相手方は、その取引がその法人の目的の範囲内に入るのか否か、**登記簿**や定款を確認しなければならないので、そのこと自体煩雑であるばかりでなく、登記簿や定款を見ても、ある取引が目的の範囲内のものか否かを判断することは難しいことが多い。そのため、いったん取引に入ってから、法人側から、この取引は目的外であるから無効である、などと主張されてしまうと、損害を被りかねないのである。これでは取引の安全は保てない。そこで、この第43条については、現在ではきわめて緩やかに解釈するのが一般であり、また商法上の会社については、もはや民法第43条は適用されないとする学説も有力となっている。

1 重要語句

a 定款

社団法人の基礎を形成している合意を記した書面のこと。定款の記載事項は、民法第37条に規定されているが、より重要なのは会社、特に株式会社の定款であり、その記載事項は商法第166条に定められている。

b 寄附行為

財団法人は、人の集まりではなく、一つの財産であり、その設立は一定の財産の寄附で始まる。そしてその根本規則を「寄付行為」と呼ぶ。寄付行為の記載事項は民法第39条に定められており、同条を見ると、民法第37条の記載事項が、同条第6号の「社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定」を除いて準用されている。財団法人は、人の集まりではなく「社員」は存在しないので、当然のことである。

c 登記簿

法人を設立したときには登記をしなければならない。その登記の内容は登記簿という文書に記録される。

登記簿は、「法務局」という各地にある行政機関に備え付けられており、原則として、手数料を払えば誰でも閲覧、謄写ができる。登記簿には様々な種類があるが、本文で触れた登記簿について言えば、「法人登記簿」、又は、その法人が株式会社であれば、商業登記簿のうちの「株式会社登記簿」がこれに当たる。株式会社の登記簿には、その社名、本店の所在地、目的、代表取締役や取締役の氏名、発行する株式の数など、一般の人がその会社がどのような会社であるのか知るために重要と考えられる事項が記載されている。

法人登記とは関係なく、もう一つ重要な登記簿に「不動産登記簿」がある。これは、個々の土地や建物の権利関係がどのような状態にあるかを記載した登記簿で、不動産の取引に当たっては、極めて重要な意味を持つ。